

諏訪地域障害福祉自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の施行に伴い、諏訪地域における障がい福祉計画及び障がい児福祉計画(以下「福祉計画」という。)の推進と障がい福祉サービスの適切な運用及び相談支援事業の適正かつ効果的な運営体制を確保するため、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における関係機関の情報の交換と研修
- ~~-(2)-~~ (2) 地域における関係機関の業務及び活動を通じて課題となっている事項の協議
- ~~-(3)-~~ (3) 障害福祉計画の検討及び進捗状況の評価、具体化に向けた事項協議
- ~~-(4)-~~ (4) 相談支援事業の評価と課題についての協議
- (5) その他、障害者総合支援法の円滑な推進に関し必要な事項

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、障がい福祉行政機関、障がい福祉サービス等事業所、障がい当事者団体等及び保健、福祉、医療、教育、保育、就労等に携わる障がい福祉関係団体並びに学識経験者とする。

2 前項に規定する障がい福祉行政機関は、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村(以下「関係市町村」という。)並びに長野県諏訪保健福祉事務所とする。

(役員会長及び副会長)

第4条 協議会に~~全体会議の委員の互選により~~次の役員会長1人及び副会長2人を置く。

~~会長—1人~~

~~副会長—1人~~

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。ただし、副会長のうち1人は、関係市町村の障がい福祉担当課長から選任する。

~~3~~ 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

~~3~~ 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき時はその職務を代理する。

~~4~~ 5 副会長のうち1人は、~~各市町村の障がい福祉担当課長から選任する。~~

~~5~~ 役員会長及び副会長の任期は~~2年次のとおり~~とし、任期途中で交代した者の任期は、前任者の残任期間とする。

~~-(1)-~~ 前項に規定する副会長—1年

~~-(2)-~~ 前号以外の役員——2年

6 前項の規定にかかわらず、関係市町村の障がい福祉担当課長から選任した副会長の任期は1年とする。

(全体会議)

第5条 ~~協議会には全体会議を設置する。~~の全体会議は、会長が招集し、副会長が議長となる。

- 2 全体会議は、~~次条に規定する~~運営委員会等から提出された課題、提案及び事業計画並びに予算についての審議を行う。
- 3 全体会議は、~~会長及び副会長役員及び正副運営委員長及び部会長、並びに次の者を~~委員として~~組織出席~~する。
 - (1) 関係市町村の障がい福祉担当課長
 - (2) 長野県諏訪保健福祉事務所の障がい保健福祉担当課長
 - (3) 諏訪児童相談所を代表する者 ~~諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課長~~
 - (4) 第6条第3項に規定する運営委員 ~~諏訪児童相談所の代表者~~
 - ~~(5) 諏訪圏域障害者総合支援センターオアシス（以下「オアシス」という。）所長~~
 - ~~(6) 諏訪圏域障害者就業・生活支援センターすわーくらいふの代表者~~
 - ~~(7) 学識経験者~~
 - ~~(8) 保健・福祉・医療・教育・保育・就労等に携わる機関等の代表者~~
- 4 全ての構成員は、全体会議に出席することができる。~~全体会議は会長が招集し主宰する。~~
- 5 全体会議の議事は、出席した委員及び構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、否決とする。~~会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。~~
- 6 会長は、構成員以外の者の全体会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、全体会議の開催に代えて、書面又は電磁的記録により委員及び構成員に対して意見を求めるとともに、その提出された意見により議事を決することができる。

(運営委員会)

第6条 協議会の業務の円滑な運営のため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、協議会の企画及び提案、~~並びに関係機関、部会等から提出された課題の協議、及び調整等~~を行う。
- 3 運営委員会は、構成員のうち次の者を運営委員とし、~~委員数を20人程度とする。~~
 - (1) ~~各関係市町村の障がい福祉担当課の代表者1人~~係長
 - (2) 長野県諏訪保健福祉事務所の障がい保健福祉担当係長 ~~県行政の障害保健福祉担当課の代表者1人~~
 - (3) 第10条に規定する専門部会を代表する者 ~~各部会の代表者1人~~
 - (4) 諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス（以下「オアシス」という。）所長 ~~オアシスの代表者1人~~
 - (5) 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふを代表する者
 - (6) 療育コーディネーター
 - (7) 発達障がいサポートマネージャー
 - (8) ~~(5)次に掲げるの機関及び団体等の~~を代表する者~~10人程度~~
 - ① 児童発達支援センター
 - ② 諏訪公共職業安定所
 - ③ 当事者団体及び障がい福祉関係団体
 - ④ 訪問系、施設系及び居住支援系サービス提供事業所 ~~障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等~~

~~②~~居宅介護事業所等

~~⑤~~訓練系及び就労系サービス提供事業所

~~⑥~~障害児通所支援サービス提供事業所

~~③~~⑦相談支援事業所

~~④~~当事者団体及び障害福祉関係団体

~~⑤~~⑧特別支援学校

~~⑥~~就労支援機関

~~⑦~~保育・療育機関

~~-(6) 学識経験者、若干名~~

~~-(7) (9) 運営委員会が指名した者、若干名~~

4 運営委員の任期は2年とし、任期途中で交代した者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 ~~4~~運営委員の互選により運営委員長及び副運営委員長を置く。~~正副運営委員長を選出し、任期は2年とする。ただし、任期途中で交代した者の任期は、前任者の残任期間とする。~~

6 ~~5~~運営委員会は、運営委員長が招集する。

7 ~~6~~副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときはその職務を代理をする。

8 運営委員長及び副運営委員長の任期は、運営委員の任期による。

(評価委員)

第7条 協議会にオアシスの基幹相談支援センター及び委託相談（市町村相談支援事業）における相談支援事業等の業務評価を行うため、評価委員3人を置く。

2 評価委員は、次の者とする。

(1) 関係市町村の障がい福祉担当係長を代表する者

(2) 長野県諏訪保健福祉事務所の障がい福祉担当係長

(3) 運営委員会を代表する者

3 評価委員は、オアシスの一年間の業務評価を行い、次年度の第一回目の全体会議に報告する。

(拠点推進会議)

第8条 協議会に諏訪地域拠点推進会議を置く。

2 諏訪地域拠点推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 協議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の設置は、運営委員会からの提案をもとに全体会議で決定する。

3 専門委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第10 ~~8~~条 協議会には必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を設置 ~~く~~することができる。

2 部会の設置等は、運営委員会からの提案をもとに全体会議で決定する。

3 ~~2~~ 部会の部会員は、構成員から組織する。

4 ~~3~~ 部会は、部会員の互選により ~~部会長及び正副~~部会長を選出し、任期は2年とする。ただし、任期途中で交代した者の任期は、前任者の残任期間とする。

~~4 部会は検討内容、提言などを運営委員会に報告する。~~

5 各部会は、部会長が招集する

6 部会長は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

~~7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理をする。~~

~~8 各部会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。~~

部会には、必要に応じて調査、研究、及び課題検討推進のためにワーキンググループを置くことができる。

9 部会は、検討内容、提言などを運営委員会に報告する。

(事務局)

第 1 1 9 条 協議会の事務局は、オアシスに置く。

(補則)

第 1 2 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会で別に定める。

附則

この要綱は、平成 1 9 年 2 月 2 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 2 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 5 年 5 月 2 3 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。